

岡山県におけるスクールソーシャルワーカーの支援に対する今後の期待について — スクールソーシャルワーカー活用校の自由記述の分析をもとに —

The Expectation of Support by School Social Workers in Okayama Prefecture: A Study Based on the Opinions from Schools Making Use of School Social Workers

(2011年3月31日受理)

中 典子 熊谷 英実* 岡田かおる**
Noriko Naka Hidemi Kumagai Kaoru Okada

Key words : スクールソーシャルワーカー, 連携調整, 児童生徒, 学校

論 文 要 旨

本研究の目的は、岡山県におけるスクールソーシャルワーカーに対する学校の期待について検討し、その活用の可能性について探ることである。そのために、岡山県教育庁指導課が調査をしたスクールソーシャルワーカーに対する今後の期待についての自由記述をKJ法に基づいて、分類・整理して図解化を図り、その期待についてあらわしている。

研究の結果、学校は、教育と福祉に関する幅広い知識を持つこと、児童生徒と家族・学校・関係諸機関との連携をすることの他にアセスメントすることをスクールソーシャルワーカーに求めていることがわかった。

I. 目 的

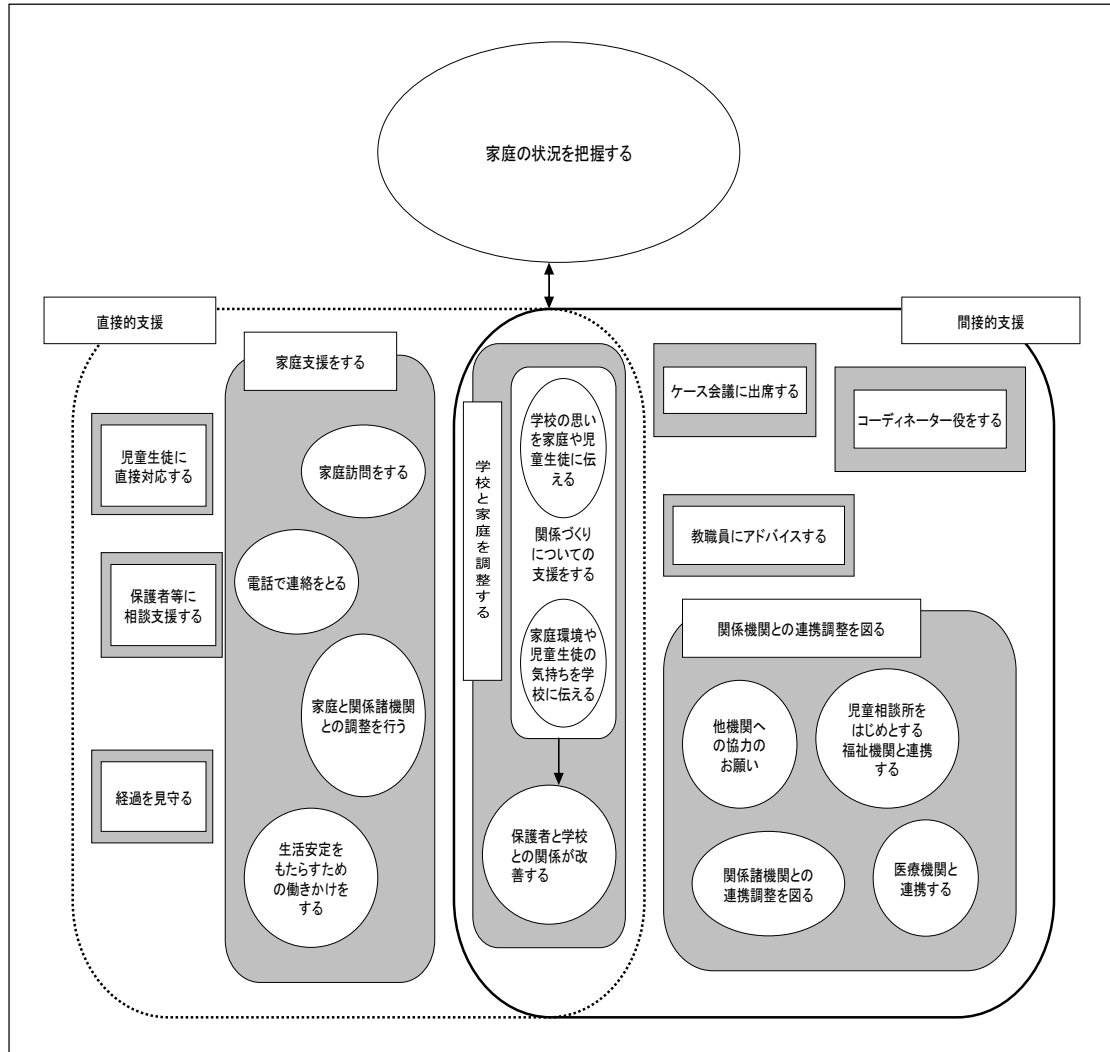
岡山県教育庁指導課（以下、指導課と称す）は、現在、スクールソーシャルワーカーを同課生徒指導推進室に配置し、活用依頼のあった学校や市町村教育委員会へ派遣している。派遣要請を受けたスクールソーシャルワーカーは、指導主事等の関係職員の協力を得て、児童生徒に対する暮らしの安定をもたらすための支援を行っている。このような支援の効果を探るために、指導課は、2010年7月中旬に、スクールソーシャルワーカーを活用した36校に対して、調査を実施している。統計調査については、間接的支援として位置づけられる4項目、直接的支援として位置づけられる4項目、両者に属する1項目について、支援が有効であるか否かを問うものである。間接的支援の具体的内容は、「保護者対応に関する教職員研修、関係機関と学校との関係調整、地域と学校との関係調整、児童生徒・保護者・学校に対する、問題解決のためのアドバイス」である。直接的支援の内容は、「保護者の思いや考えを学校に伝えること、学校の思いや考

えを保護者に伝えること、学校の教育相談体制へのコンサルテーション、スクールソーシャルワーカーが学校と共同して対処すること」である。両者に属するのは、「家庭と学校との関係調整」である。そして、スクールソーシャルワーカーによる児童生徒・学校理解度の関係を示すための項目を設定している。また、スクールソーシャルワーカーによる支援の効果とその支援に対する期待に関する自由記述を設けている。

そのうちのひとつである「スクールソーシャルワーカーがかかわった事案の現在の状況について、簡単に記述してください。(スクールソーシャルワーカーがかかわった児童生徒が卒業している場合は、わかる範囲で記述してください。)」に関する自由記述をKJ法によって分類・整理し、図解化すると（図1）のような効果的支援の内容を導き出すことができた。

ここから、スクールソーシャルワーカーによる効果的支援は、家庭の状況を把握し、それに基づいて、直接的・間接的な支援を行うことであるとわかる。効果的支援の中で、直接的支援にも間接的支援にも含まれるのは、「学

*NPO法人Kitalpha **岡山県教育庁指導課



(図1) スクールソーシャルワーカーによる効果的支援 (筆者作成)

校と家庭を調整すること」である。これは、学校の思いを家庭や児童生徒に伝え、家庭環境や児童生徒の気持ちを学校に伝えるということである。スクールソーシャルワーカーは、関係づくりについての支援をするのである。そして、直接的支援には、児童生徒や保護者への相談支援の他に、見守り支援、家庭支援として家庭訪問、電話連絡、家庭と関係機関との調整、生活環境の調整が含まれる。間接的支援には、ケース会議に出席、コーディネーター、教職員へのアドバイス、福祉機関、医療機関をはじめとする関係諸機関との連携調整が含まれる。

山野(2010:100)は、スクールソーシャルワーカーの役割を「学校に福祉の視点を導入する、見立て・手立て・見直しをシステム化する、問題を整理して現実的対応の世界へもっていく、学校内が機能するように働きかけ

る、学校・福祉機関の代弁と通訳をしていくこと」ととらえている。しかし、(図1)においては、支援を実施する前に、ともに考えながら見立て・支援計画を立てることはその役割にあがってこない。スクールソーシャルワーカーは、情報収集して状況把握をした後、すぐに支援をする役割を担う専門職である、と学校が考えているといえる。

学校には、スクールソーシャルワーカーの他にも、スクールサポーター、特別支援教育コーディネーター、教師カウンセラーをはじめとするスクールソーシャルワーカーと近接領域の役割にある人が数多く存在する。

岡山県において、スクールソーシャルワーカーの役割を明確にしないままであった場合、今後のスクールソーシャルワーカーの活用に関する有用性についての理解を

学校関係者から得ることができない。このことは、岡山県において求められるスクールソーシャルワーカーの役割について明らかにする必要があることを意味する。

そこで、本研究では、2010年7月中旬に岡山県教育庁指導課が行ったスクールソーシャルワーカー活用に関する調査のなかの自由記述項目である「その他、スクールソーシャルワーカーの働き（役割）に期待することがあれば自由に記述してください。」より、岡山県における学校がスクールソーシャルワーカーに期待することについて検討する。

II. 方 法

菊島（2003：240）は、自由記述に基づく回答を、KJ法によって分類・整理している。そこから、「助けになった支援」、「助けにならなかった支援」、「迷惑だった支援」、「いやな思いをした支援」を見出し、検討している。ここから、KJ法は、「不確かな情報からでも真実が見抜ける」ということである（川喜田 1970：235）。

本研究においてもそれに習い、指導課に返送のあった35校のうち、この自由記述に回答があった26校の内容について、岡山県におけるスクールソーシャルワーカーに期待される役割について分類・整理し、検討することとする。

※ 倫理的配慮 アンケートデータを研究に用い、公表することについては岡山県教育庁指導課の許可を得ている。

III. グループ編成の課程

小学校・中学校・高等学校を含めた36校にアンケート用紙を郵送し、そのうちの35校が返送してきたが、スクールソーシャルワーカーに対する期待についての回答があったのは26校であった。この26校の自由記述に基づく回答内容から、112のデータラベルを作成することができた。それに基づき、データ化を図っていくと、まず、第1段階のグループ編成では、76グループができることとなった。第2段階のグループ編成では、76グループから45グループにまとめることができた。第3段階のグループ編成では、11グループにまとめることができた。

第4段階におけるグループ編成では、8グループにまとめることができた。

川喜田は（1970：78）は、最終段階のグループが10以下になるまでグループ編成をすることが、人間にとって直感的に全体としてまとめ、見抜く鍵になると述べている。そこで、本研究においても、第4段階におけるグループ編成が10以下になったので、それに基づいて図解化していくこととする。

IV. 結 果

KJ法に基づいて分類・整理を行っていくと（図2）のような図解化を図ることができた。ここには、学校からの回答を、1. 課題となる状況、2. 学校の価値観、3. 社会資源とスクールソーシャルワーカーによる支援、4. 支援の効果と限界、5. 活用したいという思い、6. スクールソーシャルワーカーへの期待、としてあらわしている。以下、（図2）にもとづいて述べる。

1. 課題となる状況

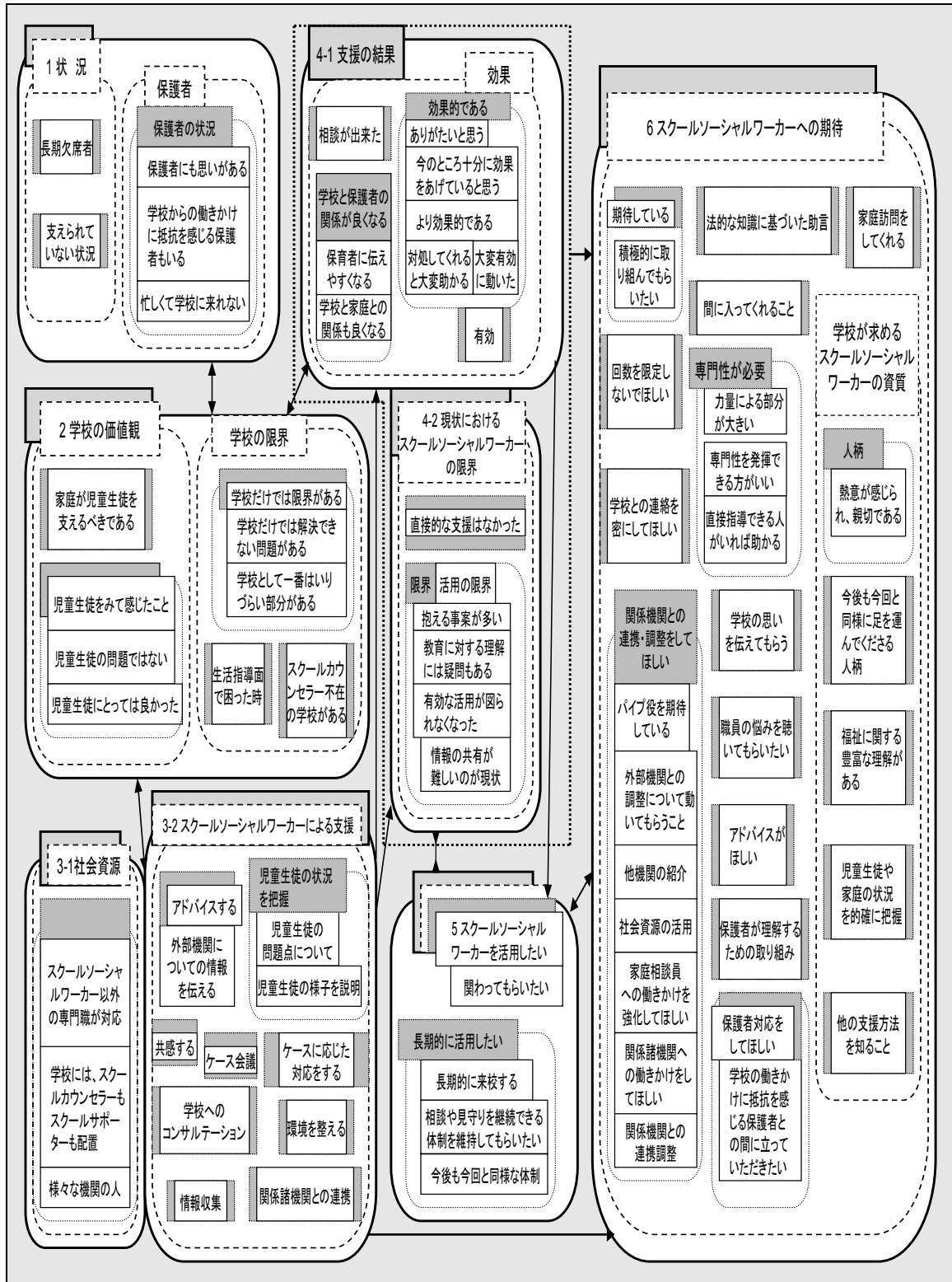
児童生徒にとって課題となるのは、長期欠席と支えられていない状況である。保護者にとっては、それぞれに思いはあるが、学校からの働きかけに抵抗を感じるとともに、忙しくて学校に出向けない状況にあることが課題である。

2. 学校の価値観

課題となる状況に対して、学校は次のように考えている。家庭が児童生徒を支えるべきであるが、児童生徒の様子から、児童生徒を支えるべき家庭が安定しておらず、何らかの支援が必要である。児童生徒にとって望ましいことを考えているが、学校だけでは解決できない、関与しづらい問題がある。また、スクールカウンセラーを配置されている学校が一般的ではあるが、まだ不在の学校もある。生活指導面に困ったときに何らかの支援がほしい。

3. 社会資源とスクールソーシャルワーカーによる支援

その状況から、スクールカウンセラーやスクールサポーターをはじめとするさまざまな専門職が社会資源として存在する。また、岡山県の2009年におけるスクールソーシャルワーカー活用事業の開始より、スクールソーシャルワーカーが学校にとっての社会資源の一部となる。スクールソーシャルワーカーは、支援において、ま



第1段階のグループ編成 ————— 第2段階のグループ編成
 第3段階のグループ編成 - - - - - 第4段階のグループ編成 —————
 支援の結果

2010年7月中旬におけるスクールソーシャルワーカー活用校の自由記述にもとづいて筆者作成

(図2) スクールソーシャルワーカーへの期待

ず、児童生徒が抱える課題について理解するために、情報収集し、それに基づいてアドバイスをするとともに、外部機関の情報を伝える。事例を理解するために、共感し、ケース会議に参加し、学校へのコンサルテーションを行い、児童生徒を取り巻く環境を整え、関係機関との連携を図り、ケースに応じた対応をする。

4. 支援の効果と限界

スクールソーシャルワーカーを活用した学校の意見には、その効果と限界があらわされている。まず、効果については、相談ができた、保護者に伝えやすくなり、学校と保護者との関係がよくなったということである。

また、学校は、スクールソーシャルワーカーの活用の限界については、スクールソーシャルワーカーの抱える事案が多く、直接的な支援がなかったことを指摘している。また、教育に関する理解については疑問がある、情報の共有が難しいのが現状である、ととらえている。

5. 活用したいという思い

効果があり、有効であるとしてとらえた学校は、スクールソーシャルワーカーを活用したい、関わってもらいたいと考えている。そして、長期的に関わってもらいたいと考えている。

6. スクールソーシャルワーカーへの期待

ここから、学校がスクールソーシャルワーカーに期待していることは、法に基づいた助言、家庭訪問、仲介、長期のかかわり、学校との密接な連絡、関係機関との連携・調整、学校の思いを児童生徒や保護者に伝える、教師の悩みを聞く、アドバイス、保護者理解、保護者対応であることがわかる。そして、専門性である。

また、学校は、スクールソーシャルワーカーに求められる資質として、熱意があり親切である、福祉に関する豊富な理解がある、児童生徒や家庭の状況を見立てる、多様な支援方法を理解していることをあげていることがわかる。

V. 考 察

本研究では、岡山県における学校によるスクールソーシャルワーカーに対する期待を明らかにするために、KJ法にもとづいて自由記述データを分類・整理し、図解化した。ここから、明らかになったことは次のとおりである。

まず、学校は、岡山県におけるスクールソーシャルワーカーを活用する前に、児童生徒及び家族に関わり、彼らの思いを理解することからはじめる。しかし、学校は、その中で、児童生徒が抱える課題は、彼らの問題ではなく家庭を含めたものであり、そうなる学校だけでは対応では限界があるととらえるようになる。それに伴い、社会資源の活用、さらには2009年度から導入されたスクールソーシャルワーカーを活用することになる。その活用によって効果が見られた場合、学校はスクールソーシャルワーカーを活用したいと考えるようになる。学校は、スクールソーシャルワーカーを活用することで、彼らに次のような期待をしていることがわかる。

まず、学校が、児童生徒と児童生徒を取り巻く環境の交互作用の中間及び環境と環境の交互作用の中間に位置し、その連携調整を図ることをスクールソーシャルワーカーに期待していることを導き出すことである。それとともに、情報収集による状況把握、見立て、支援に向けてのアドバイスによる支援の実施を求めている。

しかし、スクールソーシャルワーカーに求める役割として、児童生徒や家庭の状況を的確に把握してほしいという意見がある。これは、スクールソーシャルワーカーによる情報収集による状況把握、状況把握による見立て(アセスメント)、支援計画を立てる、支援の実施、という支援の流れのなかの見立てが重要であることをあらわすものである。

ここから、スクールソーシャルワーカーは、絶えず、学校とともに児童生徒の暮らし安定に必要なことを模索して対応することが必要であるとわかる。このことより、学校関係者がスクールソーシャルワーカーに期待していることは、見立てをする力、つまりアセスメント力であるということが出来る。

スクールソーシャルワーカーは、児童相談所や福祉事務所の家庭児童相談室よりも学校に密着しているため、支援を必要とする児童生徒に対し、すぐに対応することができる。予防、早期発見、早期対応ができる。通報があつてから支援を行う他の児童福祉機関よりも学校と地域に近い立場にあるということである。よって、学校に対し、スクールソーシャルワーカーによる支援の進め方、つまり、状況把握と見立ての重要性を明らかにし、その有用性に対する理解を学校側にもたらす必要がある。保

護者への相談支援, 学校と家庭の関係調整, 家庭訪問, 対象児への見守り支援, 学校へのコンサルテーション, 対象児童生徒への相談支援, ケース会議の運営, 学校と関係諸機関等との連携調整, 情報提供を実施する前に, 見立てを行うことが児童生徒の暮らしに視点を当てた支援に大切なこと, それがスクールソーシャルワーカーにとって大切な役割であることを明らかにしていく必要がある。

現在, 指導課は, スクールソーシャルワーカーの課題として, 「事業の周知徹底, 人材不足, スクールソーシャルワーカーに丸投げ」をあげている(山口 2011: 49)。事業の周知徹底には, 有効な支援を行う必要がある。それには, スクールソーシャルワーカーによる支援は, 実際に支援がなされる前に情報収集にもとづく見立てと支援計画がなされることを明らかにする必要がある。このことを広報していく必要がある。

また, 人材不足については, 2009年度におけるスクールソーシャルワーカーの数は3名であったが, 2010年度には4名に, 2011年には5名になっている。このことから, スクールソーシャルワーカー活用の有用性については認識されてきていることがわかる。

スクールソーシャルワーカーに丸投げについては, スーパーヴィジョン体制の必要性をあらわすものである。

現在, 岡山県におけるスクールソーシャルワーカーの活用が学校からの依頼にもとづいて派遣される形態であるので, 学校にスクールソーシャルワーカーに対する理解をもたらす必要がある。それにより, 児童生徒の暮らしの安定をもたらすための支援ができるようになる。

以上のような3つの課題のうち, 特に, スクールソーシャルワーカーによる支援の流れを明らかにして, その流れの中で児童生徒の暮らしの安定を導くための支援をしていくことが, 学校によるスクールソーシャルワーカーへの期待に応えることになり, 彼らを活用することの可能性をもたらすことになる。ここから, 岡山県におけるスクールソーシャルワーカーの今後の課題は, 支援の流れを学校側に伝えていくことにより, そこでのスクールソーシャルワーカーの立ち位置を明らかにしていくことであるといえる。

(参 考 文 献)

- 原田正文 (2006) 「他職種からみたスクールソーシャルワーカー—精神科医の立場から—」『ソーシャルワーク研究』126, 相川書房, 125頁。
- 菊島勝也 (2003) 「ソーシャル・サポートのネガティブな効果に関する研究」『愛知教育大学教育実践総合センター紀要』6, 239頁—245頁。
- 山野則子 (2010) 「第1章 スクールソーシャルワーカーとは何か」文部科学省初等中等教育局児童生徒課『スクールソーシャルワーカー実践活動事例集』, 3頁。
- 山口典子 (2011) 「資料 2009年度『スクールソーシャルワーカー活用事業』状況」『学校ソーシャルワーク研究 (報告書)』42頁—57頁。
- 川喜田二郎 (1970) 『続・発想法 KJ法の展開と応用』中公新書。
- 山野則子 (2010) 「スクールソーシャルワークの必要性」『2010年度スクールソーシャルワーク研修』86頁—114頁。